

公設の障がい福祉サービス事業所・地域生活支援事業所における取扱いについて

1 慰労金について

公設の障がい福祉サービス事業所、地域生活支援事業所(運営を委託している場合も含む)については、市町長が支援金とあわせて申請してください。この場合の申請方法については、法人の申請と同様です。

ただし、条例等制度的に職員への給付ができない場合のみ、例外的に個人での申請が可能です。その際には、以下のとおり申請してください。

(申請方法)

- ① 個人用の申請書等を対象職員分全てとりまとめ。
- ② 障がい福祉慰労金受給職員表(様式4)にとりまとめた職員に関する事項を全て記載。
- ③ 様式4と個人用の申請書等をまとめて県に提出。

(慰労金支給後)

- ① 受領書(様式19)を申請した職員全てから徴収。
- ② 障がい福祉慰労金受給職員表(様式23)に受領書を徴収した職員に関する事項を全て記載。
- ③ 様式23と様式19の写しをとりまとめて県に提出。

(留意点)

- ・個人の申請にあたって申請書や添付書類は、申請者1名につき1枚ずつ必要になります。(勤務証明書等まとめることがないよう注意してください。)
- ・運営を委託している場合の勤務証明書については、委託先に勤務状況等をご確認の上、市町長が証明してください。
- ・管内の公設分(運営を委託している場合も含む)全てまとめてご提出ください。(事業所ごとに分けて提出するのは不可)
- ・とりまとめにあたっては、各市町の責任において、対象職員のとりまとめをお願いいたします
- ・(慰労金支給後)③については、慰労金受領後30日以内に県に提出してください。

2 支援金について

支援金については、法人の申請と同様に申請してください。

3 その他

申請期限など各種期限については、法人等と同様です。